

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和元年6月25日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2018

課題番号：26381153

研究課題名(和文) オーストリアにおける政治教育の定着過程の研究

研究課題名(英文) Study on the process of establishing citizenship education in Austria

研究代表者

近藤 孝弘 (Kondo, Takahiro)

早稲田大学・教育・総合科学学術院・教授

研究者番号：40242234

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,700,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、オーストリアの学校教育法や学習指導要領を中心とする教育関連法規を主な資料として、同国の政治教育の発展が隣国ドイツに比べて遅れたこと、ならびに1990年前後に転機を迎え、それ以後急速に発展していることを明らかにした。また、その背後には戦後の国際関係による制約と1970年代のドイツからの影響のほか、1980年代後半以降に生じた国家の変容、具体的にはヴァルトハイム事件による自国史理解の転換、EU加盟、そして16歳選挙権の導入があると考えられることを確認した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

政治教育の先進国ドイツに比べ、同じドイツ語文化圏に属し、また歴史的な関係も深いオーストリアでは、その発展が遅れた。本研究はその遅れの要因を探ることを目的とするものである。研究の結果、戦前の国内の政治構造の違いに加え、戦後の国家再建期の国際環境に主な原因を見ることができるとの結論に到ると同時に、1990年前後以降、オーストリアでも政治教育が活発化しており、その背景には戦後国家とそれに関する意識の変容があるとの理解を提示した。以上は、政治教育は文化的・制度的基盤に関わりなく比較的短時間のうちに発展しうること、すなわち日本を含む他の諸国も、その可能性を追求する価値があることを示している。

研究成果の概要(英文)：This study describes the slower development of “education for democratic citizenship (politische Bildung)” in Austria compared to that in Germany and identifies the factors impeding it. Legislation related to the education of the second republic of Austria shows that the ruling coalition in the 1950s and 1960s made nation (re)building a priority with the assistance of the cultural tradition, but it made light of the role of education in stabilizing the democratic regime. In addition, this policy was tolerated by the victor countries. Also, this study points out that politische Bildung development since around 1990 was facilitated by factors such as the Waldheim affair, new membership in the European Union, and lowering of the voting age to 16, which demanded greater capability of citizens to participate in politics consciously and critically. One can infer from these discussions that the Austrian nation-(re)building process was completed during that era.

研究分野：政治教育学

キーワード：政治教育 オーストリア コンピテンシー 歴史教育 選挙権 教育課程 教科書 教師教育

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

本研究の学術的背景には、1990 年前後から続く世界規模でのシティズンシップ教育への関心の高まりがある。特に欧州では、A. ロスと C. ロラン＝レヴィが指摘するように、統合の進展とともに要求が高まる「政治的なシティズンシップ」と、移民などのマイノリティが要求する「アイデンティティの承認」とのあいだに葛藤が生じ、そこから欧州レベルないし各国レベルで様々な教育実践と研究が生まれてきた。その一方で、日本や東南アジアでは、いわゆるグローバリゼーションに起因する社会変容に対するマジョリティの（防衛的）対応として、それが注目を集めてきたと考えられている。

しかし、シティズンシップ教育と密接な関係を持つドイツならびにオーストリアの政治教育は、これらの視点からは、その限られた側面しか説明できない。さらにオーストリアの政治教育政策については、本国でも研究が限られており、その展開を精緻に言語化することが求められていた。

2. 研究の目的

(1) 研究の主たる目的は、戦後のオーストリアにおいて、ドイツから輸入された政治教育の考え方と実践が定着していく過程に注目し、その政治的・教育的な促進要因と阻害要因、ならびに受容の際に生じた教育内容の選択と定着局面における更なる変容を確認することであった。

(2) さらに、これらの課題に対する具体的な答えを得て、制度面だけでなく教育内容にまで踏み込んだオーストリア政治教育史を描くことにより、多文化教育の視点から捉えられがちなヨーロッパのシティズンシップ教育に対するバランスのとれた理解を導くことが目指された。

(3) また以上の作業を通じて、民主化という戦後日本の教育学が取り組んできた課題は日本だけのものではなく、ヨーロッパをはじめとする世界各地の教育に共通した課題であることを明らかにすることが追求された。

3. 研究の方法

(1) 本研究は、主として二つの方法により進められた。第一に、狭義の教育学の枠を越えて特に政治学等の政治教育に関連する諸学に先行研究を求め、その上で、公文書館等に残された諸資料、教育政策を報じ新聞記事、ならびに教科書その他の教材から、各時期の政治教育政策の内容を明らかにする。

(2) 第 2 に、オーストリア各地の政治教育研究者と政治学研究者、連邦教育省を中心とする教育行政官、学校ないし政治教育 NPO で実際に政治教育に従事する人々に対する聞き取り調査を合わせて実施し、第一の方法で得られた認識の妥当性を確認する。

4. 研究成果

本研究の成果は、大きく以下の 2 点にまとめることができる。

(1) ドイツという政治教育の先進国の隣に位置し、言語・文化を高度に共有しているオーストリアではその発展が遅れたという一般的な認識には、歴史的に見て十分な根拠があることが確認された。

まず 19 世紀末の時点で、ドイツでは社会主義者から体制を守ることを主目的として政治教育を推進する政治的な動きが見られたのに対し、オーストリアではその必要性を指摘する声はあっても、そこに政策が大規模に実践された跡を確認することはできない。

また第一次世界大戦後のドイツでは、ヴァイマル憲法に政治教育の条項が書き込まれたのに対し、オーストリア第一共和国の憲法には対応するものが見られない。確かに共和制を推進する社会民主党には政治教育への積極性が認められたが、その教育論では目標における民主主義と民族主義の区別が不分明であり、しかも社会民主党は早期に権力から離れていった。そのあとは、第一次大戦前のカトリックを基礎にした統治ないしそのための教育政策が模索される時期を経て、ナチズムによるドイツ民族主義に転換していくことになる。

戦後の第二共和国では、戦勝国の黙認のもと、保革連立政権が国民形成と国家再建を最優先する政策を進めた。そこでは、戦前の過度の対立への反省に基づいて保革両党の協調が目指され、オーストリア・ネーションとカトリシズムが国民統合の基礎に置かれることとなる。こうして、宗教や文化とは別次元で民主主義を捉え、それに基づく国家づくりに資する活動としての政治教育は、(事実上の)敗戦を経て、なお始動することはなかった。

1970 年代に入り、社会民主党単独政権が樹立されると、学生運動が高まりを見せていたドイツからの影響もあり、今日につながる政治教育の考え方が研究者の手で紹介された。教育省もその実現を目指すのが、結局、野党との折衝の過程で、政治教育は教科ではなく教育原則として位置づけられ、このときも本格的に実施されることなく終わっている。ここには、重要な教育制度の変更には国民議会の三分の二以上の議員の賛成が必要とする、保革の協力を制度化する仕組みが作用しており、その政治を安定させるために導入された制度もまた、保守派の消極性とともに、政治教育の導入の遅れをもたらした要因として指摘される。

(2)2 つ目のポイントは、そのオーストリアでも 1990 年前後によく政治教育への取り組みが本格的に進められるに到ったということである。ここには、いわゆるヴァルトハイム事件、欧州連合加盟、そして 16 歳選挙権の導入という 3 つの要因が働いていると考えられる。

これらのうち前二者は、戦後に再建されたオーストリア国家の根本的な変容の必要を意味するものだった。ヴァルトハイム事件は、いわゆるナチス・ドイツによる最初の犠牲者という自国理解を揺るがし、加害者としての自国像を持つよう国民に迫るものであり、また欧州連合への加盟は戦後の国家的アイデンティティである永世中立国としてのあり方への再検討を要求した。国家観が更新されれば、それに応じた政治教育が求められるのは当然である。それに加えて 16 歳選挙権の導入も、それまで政治的判断力が乏しいと考えられていた 16~17 歳年齢層に政治参加を認めるものであり、当然、政治教育の必要性への認識を高める。

こうしてドイツよりも半世紀近く遅れて政治教育が本格化することとなったのである。ドイツではナチス政権の敗戦により、新国家の建設が戦後まもなく開始されたのに対し、オーストリアではそうではなかったこと、つまり国家の基本的な性格の転換が遅れたことが、政治教育の遅れとなって表れていると言って良いだろう。

なお、本研究からは、21 世紀初頭のオーストリアの政治教育の一部は、20 世紀末に冷戦体制から解放された(南)東欧諸国に影響を与えるに到ったこと、つまりオーストリアは隣国から学ぶ立場から、(別の)隣国に教える立場に到ったことも明らかになった。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 5 件)

- 近藤 孝弘, オーストリアにおける主権者教育 - 発展の背景と目的, Voters, 査読無, No. 40, 2017, 10-11
近藤 孝弘, 危機に立つ教養教育 - 市民性教育の観点から -, 大学教育学会誌, 査読無, 第 39 巻第 2 号, 2017, 14-18
近藤 孝弘, 政治教育への期待をめぐる考察 - ドイツとオーストリアの比較から, ドイツ研究, 査読無, 第 51 号, 2017, 43-55
近藤 孝弘, オーストリアにおける政治教育の実践とその目指すもの, まちと暮らし研究, 査読無, 23, 2016, 43-48
近藤 孝弘, ドイツの政治教育から考える - 論争性と中立性の理解をめぐって, 人間と教育, 査読無, 88, 2015, 46-51

〔学会発表〕(計 6 件)

- 近藤 孝弘, ドイツとオーストリアにおける政治教育と歴史教育の展開, 早稲田大学公民教育研究会, 2019
近藤 孝弘, 政治教育による民主化か, 民主化による政治教育か? - オーストリアにおける発展過程の分析 -, 日本比較教育学会, 2018
近藤 孝弘, 危機に立つ教養教育 - 市民性教育の視点から, 大学教育学会, 2017
近藤 孝弘, オーストリアにおける選挙年齢の引き下げと政治教育 - その目的と中立性の理解をめぐって -, 日本カリキュラム学会, 2016
近藤 孝弘, 政治教育の意図と現実 - 戦後ドイツとオーストリアの比較から -, 日本ドイツ学会, 2016
近藤 孝弘, 移民国家の認識と市民統合の教育, 日本比較教育学会, 2015

〔図書〕(計 4 件)

- 近藤 孝弘, 政治教育の模索 - オーストリアの経験から, 名古屋大学出版会, 2018, 222
近藤 孝弘 他, 現役先生が教える主権者教育授業実例集, 国政情報センター, 2016, 236-245
近藤 孝弘 他, 岩波講座 教育 変革への展望 7 グローバル時代の市民形成, 岩波書店, 2016, 73-96
近藤 孝弘 他, 多文化共生社会における ESD・市民教育, 上智大学出版, 2014, 205-221

〔産業財産権〕

出願状況 (計 0 件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
出願年:
国内外の別:

取得状況 (計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究分担者

研究分担者氏名：
ローマ字氏名：
所属研究機関名：
部局名：
職名：
研究者番号（8桁）：

(2) 研究協力者

研究協力者氏名：
ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。